【地方行政関係】

１　持続可能な地方行財政のあり方について

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方公共団体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくための対応の方策等について、国においても検討を進めること。

特に、小規模な市町村においては、専門性を有する人材をはじめとする経営資源に様々な制約が生じており、今後、都道府県による補完・支援の役割も一層重要となってくるものと考えられることから、地域の実情等に応じて、都道府県が広域自治体としての役割を十分に果たせるよう、国においても技術的支援、地方財政措置等の支援を行うこと。

２　地方公務員の定年引上げに係る地方財政措置について

令和５年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げにあたり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

また、定年引上げ後の 60 歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇確保に向けて必要な検討及び地方財政措置を講じること。

３　会計年度任用職員制度等の運用について

（１）会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、「地方創生2.0」で検討されている会計年度任用職員制度の見直しに当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

（２）地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、短時間勤務正職員の創設など不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

４　統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成 27 年１月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方

公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、令和６年 12 月の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の内容を踏まえ、財政措置の継続・拡充を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成 31 年１月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

５　公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

（１）地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和４年３月 29 日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえて地方公共団体と指定金融機関等の協議により見直しが行われているところである。

令和６年１０月から地方公共団体の公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）に対して一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用されたことに伴い地方公共団体が負担する経費については、新たに地方交付税措置が講じられることとされたが、地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行にあたって地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

（２）公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、全ての自治体を支援対象とするとともに、関連する自治体内部の事務処理を目的とするシステム改修等も含め、確実に所要の財政措置を講じること。

６　国の地方公共団体に対する補充的な指示について

地方自治法第 252 条の 26 の５の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第 213 回国会提出閣法第 31 号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。

想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

7　地域国際化等の推進について

（1）多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア　我が国の将来を見据え、今後の外国人受入に関するビジョンを早急に示し、国民の理解を得て、多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。また、国では「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」により、取り組むべき多文化共生施策を示しているが、医療や年金、教育、防災対策等の施策が国の責任において着実に実行されるよう、司令塔となる組織の設置を検討すること。加えて、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、多文化共生施策の拡充を図ること。

イ　「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金について、国の予算が十分でなく地方公共団体の必要額に不足が生じている。当交付金は一元的相談窓口の相談員の人件費等に充てられることから、相談窓口の安定的な運営のため、交付申請額を確保することはもとより、単に相談実績等で限度額区分を設定するのではなく、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

ウ　新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう、国が統一的なプログラムを示すこと。

エ　「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、国の予算が十分ではなく都道府県の必要額に不足が生じていることから、都道府県の事業実施に支障がでることのないよう、十分な予算を確保すること。また、国庫補助率を引き上げるなど、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

オ　外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学機会が確保されるための取組について、必要な財源措置を行うこと。帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、母語支援員や日本語指導を行う教員の十分な配置、教員の日本語指導方法の研修等、必要な措置を早急に講じること。

とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、令和７年度も補助の減額が生じたが、地方公共団体の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

カ　外国人等の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人等がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人等が受診した際の医療費の未払問題など外国人等を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じ

ること。

キ　災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、避難所、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供する「外国人生活支援ポータルサイト」、「Safety tips」などの外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ることに加え、駐日大使館等にも情報を共有する体制を構築すること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。また、「やさしい日本語」に関し、普及啓発イベントや研修事業の実施など地方公共団体の取組に対する財政支援を行うとともに、国においても更なる普及に取り組むこと。

ク　育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入れ環境の整備にあたっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援について、国、地方公共団体、関係機関、事業主等の役割を明確に示し、各対象に周知するとともに、地方公共団体の取組に対して十分な財政措置を講ずること。

（２）来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

（３）法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

ア　マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により実施される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村（以下、都道府県等）の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。

イ　令和６年度から導入された居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度となるよう更なるシステムの改善を図っていくこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請を行った者が居所での申請に改める場合には当該住所地での申請を取下げる必要があるが、取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実情を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。

ウ　都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を申請者と共有できず、問い合わせに的確に対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを引き続き運用し、すべての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。

エ　令和５年６月９日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料標準額の差別化が行われたが、電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員を要し負担が大きいことや新たに導入された戸籍情報システムとの連携に係る

レスポンスが著しく遅い実情を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取し改善を図っていくこと。また、デジタル・ガバメントの推進に向けて、証紙を廃止しキャッシュレス化を進めている自治体が増加していることを踏まえ、申請者の利便性を向上させるため、電子申請に限らず、窓口での申請も含め国手数料との一元的なキャッシュレス化の導入に取り組むこと。

オ　令和６年度から導入された国立印刷局での旅券の集中作成方式に関しては、旅券発給の標準処理期間が長くなることなど、国の責任において国民に十分周知すること。

カ　電子申請に係るシステム改修費や消耗品、書面による申請のための申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。

キ　令和７年３月２４日から電子申請で戸籍連携による新規申請の受付が開始されたことから電子申請の件数が大幅に増加している。また、電子申請の増加に伴いクレジットカードによる納付も同様に増加している。今後も電子申請の増加が見込まれることから円滑に業務を運営するために体制整備が必要であるが、審査や交付窓口で必要な審査用管理端末の絶対数が不足している。各都道府県の実情を踏まえ、必要な数の審査用管理端末の追加配備を行うこと。

（４）国費会計事務手続について、以下の取り組みを実施すること。

会計法に基づく法定受託事務、国への請求手続きを直接行う事務など、省庁により会計事務手続きが異なり煩雑な実態を踏まえ、会計事務の統一化・簡素化を図り、事務負担の軽減を行うこと。

８　地方公共団体情報システムの標準化について

システム移行に要する経費について、国のデジタル基盤改革支援補助金による支援が行われているものの、地方公共団体の責任によらない経費が追加で発生するなど、多くの団体で国が設定した上限額を上回っている状況にある。さらに、令和８年度以降に移行する特定移行支援システムや、一部機能の実装遅延を認める経過措置が適用されたシステムなどについても、移行経費のさらなる上振れが懸念される。国において、改めて基金の積み増しや補助上限額の引き上げを行い、確実に全額を負担すること。

また、移行後の運用経費等について、国が平成３０年度比で少なくとも３割削減を目指すとしていることから、３割削減が達成されるようあらゆる措置を講じるとともに、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、決して地方公共団体の負担が増えることがないよう、国が責任をもって財政措置を行うこと。

なお、新たな制度の創設や制度改正等、地方公共団体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組みにも少なからず影響をおよぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら検討を進めるとともに、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとすること。